

平成28年8月16日

『改正個人情報保護法Q & A』
～第7回 個人情報データベース等からの適用除外～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

Q 改正個人情報保護法においては、電話帳や名簿が「個人情報データベース等」から適用除外されるということですが本当ですか？

A 「利用目的から見て個人の権利利益を害するおそれがないもの」として、 1 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと、 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること、 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること、のいずれにも該当するものは、「個人情報データベース等」から除外されます。

【解説】

1 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いないものであっても含まれる個人情報を一定の規則(例：五十音順)に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの、をいいます(現行保護法2条2項、現行令1条、改正法2条4項、政令第3条2項)。

具体的には以下のものが「個人情報データベース等」に該当します(経済産業省ガイドライン2-1-2)。

- 事例1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳(メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合)
- 事例2) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル(ユーザーIDを個人情報と関連付けて管理している場合)
- 事例3) 従業者が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合
- 事例4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

「個人情報取扱事業者」の「個人情報データベース等」を構成する「個人情報」(保護法2条1項)は、「個人データ」(同条6項)に該当します。

「個人データ」に該当すると、個人情報取扱事業者は、 データ内容の正確性の確保(保護法19条)、 安全管理措置(同法20条)、 従業者の監督(同法21条)、 委託先の監

督(同法 22 条)、 第三者提供の制限(同法 23 条)といった措置を講ずる必要があります。

2 改正の背景

(1) 市販の電話帳やカーナビゲーションシステム等

市販の電話帳やカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータなども、「個人情報データベース等」の定義に該当します。

しかしながら、これらが市販されている状態のまま使用する場合は、たとえその中の情報が漏えいしたとしても、その漏えいにより個人の権利利益が害されることはほとんどありません。

それにもかかわらず、「個人情報データベース等」の定義に形式的に該当するからといって、それを構成する「個人データ」についても安全管理措置等を要求することは個人情報取扱事業者にとって過度の負担になるものです。

そこで、経産省ガイドラインでは、以下のとおり、電話帳、カーナビゲーションシステム等について、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務を課されないものと解釈する、としています。

* 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合であっても、その個人情報データベース等を構成する個人情報については、個人データとなる可能性も否定できない。しかしながら、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務を課されないものと解釈する。

個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。

その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所(居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。)又は電話番号のみを含んでいる。

その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

(2) 個人情報データベース等を構成しない個人情報

なお、現行法においても、「個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」から当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除かれることとされています(現

行令2条)。

個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)

ハ 電話番号

不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

これらに該当するのは、以下のような事例です(経産省ガイドライン2-1-3)。

【特定の個人の数に算入しない事例】

事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳 CD-ROM 等に掲載されている氏名及び電話番号

事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ(ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。)

事例3) 氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

3 改正内容

改正個人情報保護法では、「個人情報データベース等」から、利用目的から見て個人の権利利益を害するおそれがないものとして以下の1から3までのいずれにも該当するものが「個人情報データベース等」から除外されることとされています(改正法2条4項、令案3条)。

不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

この改正内容は、上記2の経産省ガイドラインの「電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の法令上明文化し、市販の電話帳やカーナビゲーションシステム

等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ等が「個人情報データベース等」を構成しないことを明確化したものと考えられます。

「不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと」の要件は、現行の個人情報データベース等を構成する個人情報から除外される「不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され」(上記2(2))の要件を厳格化し、「その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと」を要求しています。

「不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること」の要件は、現行の個人情報データベース等を構成する個人情報から除外される「不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの」(上記2(2))と同じです。

「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」は、経産省ガイドラインの「電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」において解釈上の個人情報データベース等から除外するための要件である「その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない」ことを法令上の明文にしたものと考えられます。